

株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行の統合に係る企業結合審査の事後検証について

令和6年7月5日
公正取引委員会

1 事後検証の趣旨

公正取引委員会は、厳正かつ効果的な法執行を行うとの基本方針の下、企業結合審査においては、当事会社グループ及び競争者の地位等並びに市場における競争の状況、輸入、参入、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力等の様々な要因を検討した上で、当事会社による企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かの判断を行っている。

今般、公正取引委員会は、企業結合審査時における競争の実質的制限についての判断が妥当なものであったかを検証するとともに、より効果的な企業結合審査の手法の検討に資する有用な示唆を得ることを目的として、株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行の統合に際して実施した企業結合審査について事後検証を実施し、その結果を取りまとめ、公表することとした。

2 事後検証の結果

概要及び報告書本体を参照。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
電話	03-3581-3719（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/